

改正

平成24年7月9日規則第19号

平成27年4月1日規則第31号

平成27年11月20日規則第57号

山武市看護学生奨学金貸付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山武市看護学生奨学金貸付に関する条例（平成22年山武市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸付金額)

第2条 条例第4条の規則で定める看護学生奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付金額は、月額5万円とする。

2 奨学金は、4月分から9月分までを4月に、10月分から3月分までを10月に交付するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸付期間)

第3条 条例第4条の規則で定める奨学金の貸付期間は、条例第7条の規定により市長が奨学金の貸付けを決定した日の属する月（市長が特に必要と認める場合は、当該貸付けを決定した日の属する年度の4月）から、養成施設の課程を修了する日の属する月までとする。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金の貸付けは4年（養成施設高等学校の場合は5年）を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、延長することができる。

(貸付人員)

第4条 奨学金の貸付人員は、地方独立行政法人さんむ医療センター（以下「さんむ医療センター」という。）中期計画及び業務評価により決定するものとする。ただし、当分の間、奨学金の貸付人員は、1年度につき20人以内とする。

(貸付けの申請手続)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、看護学生奨学金貸付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出する場合は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 履歴書

- (2) 住民票の写し
- (3) 在学又は入学を証する書類
- (4) 在学する養成施設の長又は学部長の推薦調書（看護学生奨学金貸付者推薦調書（別記第2号様式））
- (5) 成績証明書
- (6) 看護師免許の写し（資格がある場合）
- (7) 保証書（別記第3号様式）
- (8) 保証人の印鑑登録証明書
- (9) 保証人の住民票の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類
（保証人）

第6条 条例第6条第1項の保証人は、成年で独立の生計を営み、奨学金の償還及び利息の支払（以下「償還」という。）の責任を負うことができる者でなければならない。ただし、奨学金の貸付けを受けようとする者が未成年であるときは、そのうち1人を親権を行う者又は未成年後見人とする。

2 条例第7条の規定により貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、保証人の死亡その他の事由により保証人を変更しようとするときは、保証人変更届（別記第4号様式）に変更後の保証人が記名、押印した保証書（別記第3号様式）並びに当該保証人の印鑑登録証明書及び住民票の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（貸付けの決定等）

第7条 市長は、条例第7条の規定により貸付けの適否を決定するに当たっては、書面による審査のほか、必要に応じて面接等による審査を行うものとする。

2 条例第7条の規定による通知は、看護学生奨学金貸付決定通知書（別記第5号様式）又は看護学生奨学金貸付不承認決定通知書（別記第6号様式）によるものとする。

（交付申請書の提出等）

第8条 借受人は、奨学金の交付を受けようとするときは、毎年度、市長の定める日までに看護学生奨学金交付申請書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（借用証書の提出）

第9条 借受人は、奨学金の最後の交付を受けた日から7日以内に保証人が連署した借用証書（別記第8号様式）に保証人の印鑑登録証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(業務の申出等)

第10条 借受人は、業務（条例第9条第1項に規定する業務をいう。以下同じ。）に従事しようとするときは、さんむ医療センター勤務申出書（別記第9号様式）に看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）の免許証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申出書の提出があったときは、遅滞なく、当該申出書を提出した者が業務に従事すべき期間を決定し、さんむ医療センター勤務期間決定通知書（別記第10号様式）により当該申出書を提出した者に通知するものとする。

3 条例第9条の規定により奨学金の償還の免除を受けようとする者は、さんむ医療センター勤務期間決定通知書（別記第10号様式）により通知された業務に従事すべき期間を満了する見込みとなったとき又は満了する日までの間に当該業務の従事を終了しようとするときは、その満了（終了）予定日の6か月前までに、さんむ医療センター勤務期間満了（終了）申出書（別記第11号様式）を市長に提出しなければならない。

(償還の免除の申請等)

第11条 条例第9条の規定により奨学金の償還の全部又は一部の免除を受けようとする者は、看護学生奨学金償還免除申請書（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに償還の免除の適否を決定し、看護学生奨学金償還免除決定通知書（別記第13号様式）又は看護学生奨学金償還免除不承認決定通知書（別記第14号様式）により申請者に通知するものとする。

(期間の算定方法)

第12条 業務に従事した期間の算定に当たっては、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの期間をもって業務に従事した期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の期間内に連続した1月以上の研修及び休職（業務に起因するものを除く。以下同じ。）をし、又は停職となった期間があるときは、当該研修及び休職をし、又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を除いた期間をもって業務に従事した期間とする。ただし、特に市長が必要と認める期間は、業務に従事した期間とする。

(償還の猶予の申請等)

第13条 条例第11条の規定による償還の猶予を受けようとする者は、看護学生奨学金償還猶予申請書（別記第15号様式）に、同条各号に掲げるもののうち、該当する事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに償還の猶予の適否を決定し、看護学生奨学金償還猶予決定通知書（別記第16号様式）又は看護学生奨学金償還猶予不承認決定通知書（別記第17号様式）により申請者に通知するものとする。

（異動の届出等）

第14条 借受人は、奨学金の償還が完了するまでの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該事実が発生した日から14日以内に看護学生奨学金借受人等異動届（別記第18号様式）にその事実を証明する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- （1）借受人の氏名又は住所に変更があったとき。
- （2）養成施設を留年し、休学、停学その他の事由により1月以上引き続いて欠席し、復学し、又は退学したとき。
- （3）養成施設を卒業若しくは修了したとき。
- （4）奨学金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。
- （5）看護師等の免許を取得したとき。
- （6）さんむ医療センターで看護師等の業務に従事している場合において、退職し、又は復職したとき。
- （7）養成施設における修学又はさんむ医療センターにおける勤務期間中に看護業務に耐えない程度の心身の故障を生じたとき。
- （8）保証人の氏名又は住所に変更があったとき。

2 借受人は、貸付の償還が完了するまでの間、毎年4月1日現在の状況を同月10日までに看護学生奨学金現況届（別記第19号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

3 借受人が死亡したときは、当該借受人の相続人は、借受人死亡届（別記第20号様式）に死亡診断書その他当該借受人の死亡の事実を証明する書類を添えて、直ちに市長に提出しなければならない。

（償還の届出）

第15条 借受人は、条例第8条の規定により貸付を休止され、又は中止された場合において、既に貸付を休止され、又は中止された期間に係る奨学金を受領しているときは、当該事実が発生した日から14日以内に償還届（別記第21号様式）により市長に届け出たうえで、当該奨学金を市長が定める日まで一括して返還しなければならない。

2 借受人は、条例第10条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき（条例第11条の規定

による猶予を受けたときにあつては、当該猶予を受けた期間が満了したとき)は、当該事実が発生した日から14日以内に償還届(別記第21号様式)により市長に届け出なければならない。ただし、条例第9条の規定により奨学金の全部の償還の免除を受けた者にあつては、この限りでない。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、奨学金の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の規定に基づく貸付け等の申請受付、決定その他の準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。

附 則 (平成24年7月9日規則第19号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日規則第31号)

この規則は、平成27年4月11日から施行する。

附 則 (平成27年11月20日規則第57号)

この規則は、平成27年11月20日から施行する。